

認定NPO法人等寄附金特別控除を受けられる方へ

個人が平成29年中に支出した次の1に掲げる寄附金（以下「認定NPO法人等寄附金」といいます。）については、選択により、寄附金控除に代えて、次の2で計算した認定NPO法人等寄附金特別控除額を本年の所得税額から控除することができます。

なお、この認定NPO法人等寄附金については、確定申告において寄附金控除の適用を受けるか認定NPO法人等寄附金特別控除の適用を受けるかどちらか有利な方を選択できますが、その選択は、本年中に支出した認定NPO法人等寄附金の全額についてどちらか一方の控除の適用を受けることとしなければならず、その一部の金額については寄附金控除の適用を受け、その残りの金額については認定NPO法人等寄附金特別控除の適用を受けるということとはできません。

※ 「認定NPO法人等」とは、所轄庁（都道府県知事又は指定都市の長）の認定を受けた認定NPO法人（特定非営利活動促進法第2条第4項に規定するNPO法人を含みます。）又は国税庁長官の認定を受けた旧認定NPO法人をいいます。

1 認定NPO法人等寄附金

認定NPO法人等に対して支出したその認定NPO法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金（その認定等の有効期間内に支出したものに限ります。）をいいます。

2 認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算

認定NPO法人等寄附金特別控除額 ＝ 次の①又は②のいずれか少ない方の金額（100円未満の端数切捨て）

① （本年中に支出した認定NPO法人等寄附金の額の合計額 － 2千円）× 40%

② 本年の所得税の額の25%に相当する金額

(注)1 上記①の算式中の「本年中に支出した認定NPO法人等寄附金の額の合計額」については、本年の所得金額の合計額の40%相当額が限度とされます。

ただし、寄付金控除の対象となる認定NPO法人等寄附金以外の寄附金（以下「認定NPO法人等寄附金以外の寄附金」といいます。）がある場合で、本年中に支出した認定NPO法人等寄附金以外の寄附金の額の合計額に本年中に支出した認定NPO法人等寄附金の額の合計額を加算した金額が本年の所得金額の合計額の40%相当額を超えるときは、本年の所得金額の合計額の40%相当額からその認定NPO法人等寄附金以外の寄附金の額の合計額を控除した残額とされます。

また、公益社団法人等寄附金特別控除を適用する公益社団法人等寄附金の額がある場合には、さらにその公益社団法人等寄附金の額の合計額を控除した残額とされます。

2 上記①の算式中の「2千円」については、本年中に支出した認定NPO法人等寄附金以外の寄附金の額及び公益社団法人等寄附金特別控除を適用する公益社団法人等寄附金の額の合計額が2千円以上の場合は「0」とされ、2千円未満の場合は2千円からその認定NPO法人等寄附金以外の寄附金の額及び公益社団法人等寄附金特別控除を適用する公益社団法人等寄附金の額の合計額を控除した残額とされます。

3 上記②の金額について、公益社団法人等寄附金特別控除の適用がある場合には、②の金額から公益社団法人等寄附金特別控除額を控除した残額とされます。なお、政党等寄附金特別控除の税額控除限度額は別枠で計算します。

4 具体的な控除額の計算は、裏面の『認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書』により行ってください。

3 認定NPO法人等寄附金特別控除の適用を受けるための手続

認定NPO法人等寄附金特別控除を受ける方は、『認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書』（裏面の計算明細書）で控除額を計算し、申告書第一表の「税金の計算」欄の政党等寄附金等特別控除に控除額を転記するとともに、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「措法41の18の2」と書きます。ほかに、公益社団法人等寄附金特別控除又は政党等寄附金特別控除の適用を受ける場合には、『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』の⑫の金額又は『政党等寄附金特別控除額の計算明細書』の⑫の金額と合計し、その合計額を申告書第一表の政党等寄附金等特別控除に記入してください。

4 認定NPO法人等寄附金特別控除を受けるために必要な書類

次の書類を確定申告書に添付して税務署に提出してください。

① この『認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書』

② 寄附金を受領した認定NPO法人等から交付された次の事項を証する書類で寄附者の氏名及び住所の記載があるもの

(1) その寄附金を受領した旨及びその受領した年月日

(2) その寄附金の額

(3) その寄附金がその認定NPO法人等の特定非営利活動に係る事業に関連する寄附である旨

(4) その寄附金を受領したその認定NPO法人等の名称

認定NPO法人等寄附金特別控除に関する詳しいことは、税務署にお尋ねください。

認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書

(平成 29 年分)

氏 名

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

この明細書は、平成 29 年中に認定特定非営利活動法人等（認定NPO法人等）に対して支出したその認定特定非営利活動法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金（以下「認定NPO法人等寄附金」といいます。）があり、その寄附金について認定NPO法人等寄附金特別控除の適用を受ける場合に、認定NPO法人等寄附金特別控除額を計算するために使用します（詳しくは、裏面の「認定NPO法人等寄附金特別控除を受けられる方へ」を読んでください。）。

申告書第一表の「税金の計算」欄の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除までの記入が終わったら、まず、「1 寄附金の区分等」欄に必要事項を記入し、次に、「2 認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算」欄で認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算をします。

また、この控除のほかに公益社団法人等寄附金特別控除の適用も受ける方は、まず、『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』で公益社団法人等寄附金特別控除額の計算をし、次にこの計算明細書で認定NPO法人等寄附金特別控除額を計算します。なお、政党等寄附金特別控除の適用も受ける方は、この計算明細書の計算の次に、『政党等寄附金特別控除額の計算明細書』で政党等寄附金特別控除額を計算します。

1 寄附金の区分等

寄附金の 区 分 等	認定NPO法人等寄附金の額	①	円
	①以外の寄附金の額	②	
	① + ②	③	
所得金額の合計額		④	
④ × 40%		⑤	

認定NPO法人等寄附金の額の合計額を書いてください。
(認定NPO法人等寄附金の内訳)

寄 附 先 の 名 称	寄 附 年 月 日	金 額
	平 . .	円
	平 . .	
	平 . .	

申告書第二表の「所得から差し引かれる金額に関する事項」欄の「寄附金控除」欄の寄附金の金額を転記してください。また、公益社団法人等寄附金特別控除の適用を受ける場合は、『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』の①の金額を加算してください。

申告書第一表の「所得金額」欄の合計を転記してください。
(注)次の場合には、それぞれ次の金額を加算してください。
・退職所得及び山林所得がある場合……その所得金額
・ほかに申告分離課税の所得がある場合……その所得金額(特別控除前の金額)
なお、損失申告の場合には、申告書第四表(損失申告用)の「4 繰越損失を差し引く計算」欄の⑧の金額を転記してください。

2 認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算

⑤ - ②	⑥	(赤字のときは0) 円
①と⑥のいずれか少ない方の金額	⑦	
2千円 - ②	⑧	(赤字のときは0)
(⑦ - ⑧) × 40%	⑨	(100 円未満の端数切捨て)
平成 29 年分の所得税の額	⑩	
⑩ × 25%	⑪	(100 円未満の端数切捨て)
⑪ - 公益社団法人等寄附金特別控除額	⑫	(赤字のときは0)
認定NPO法人等寄附金特別控除額 (⑨と⑫のいずれか少ない方の金額)	⑬	

申告書A第一表は⑫の金額、申告書B第一表は⑦の金額を転記してください。

「公益社団法人等寄附金特別控除額」とは、『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』の⑫の金額をいいます。

申告書第一表の「税金の計算」欄の政党等寄附金等特別控除(申告書Aは②⑤～②⑦欄、申告書Bは②⑪～②⑬欄)に転記してください。ほかに、公益社団法人等寄附金特別控除又は政党等寄附金特別控除の適用を受ける場合には、『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』の⑫の金額又は『政党等寄附金特別控除額の計算明細書』の⑫の金額と合計し、その合計額を申告書第一表の政党等寄附金等特別控除に記入してください。

※ 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例を受ける所得のある方は、税務署にお尋ねください。

○ この計算明細書を使った方は、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「措法41の18の2」と書いてください。